

お知らせ

要支援1 または要支援2 と認定された方へ

介護保険でサービスを利用するためには、あらかじめサービス計画（ケアプラン）を作成することが必要です。

■どうやって作成するの？

ご自身でケアプランを作成するか、地域包括支援センターに作成を依頼することができます。
（作成料の自己負担はありません）

■地域包括支援センターとは？

地域の高齢者の様々な困りごとに対応する総合相談窓口です。あなたの心身の状態や家庭の状況等に応じて必要なサービスを検討し、ケアプランを作成します。

■必要な手続きの流れは？

- ①最寄りの地域包括支援センターへ作成依頼の相談をお願いします。
- ②相談後、同封の「介護予防サービス計画作成依頼届出書」に必要事項を記入し、提出をお願いします。※介護保険被保険者証の持参をお願いします。

	相談先	届出書提出先
窪川地域の方	四万十町地域包括支援センター 本庁西庁舎（JR 窪川駅隣）1 階 高齢者支援課内 電話：0880-22-3385	本庁 高齢者支援課 四万十町琴平町 16 番 17 号 電話：0880-22-3900
大正地域の方	四万十町地域包括支援センター 大正支所 電話：0880-27-1212	大正地域振興局 町民生活課 四万十町大正 380 番地 電話：0880-27-1212
十和地域の方	四万十町地域包括支援センター 十和支所 電話：0880-28-5518	十和地域振興局 町民生活課 四万十町十川 145 番地 3 電話：0880-28-5112

「より安全な生活が送れるように住宅を改修したい」、「自立した生活を送るための福祉用具を購入したい」場合も、事前に最寄りの地域包括支援センターへご相談下さい。